

七国公園ドッグラン利用登録証継続手続きのお知らせ

利用登録の有効期間は、利用登録時から直近の7月末日までになります。

以降も継続して利用される場合は、更新登録手続きが必要です。

更新登録方法は、下記の内容をご確認の上、申込をお願いします。

1. 登録継続手続き条件

(ア) 「令和4年度7月31日まで」の利用登録カードをお持ちの方

(イ) 令和元年から2年度利用登録カードをお持ちの方

(新型コロナウイルス感染症の発生及びまん延防止に伴う特例として今年度は過去2年間限定での更新受付とします。)

(ウ) 令和4年4月1日～6月末日までに登録をされた方

2. 登録更新方法

受付場所 七国公園ドッグラン特設事務所（七国公園駐車場）

期間 7月16日から7月31日 **時間** 9時～16時50分

必要なもの

①登録カード（新しいカードと引換えになりますので**必ず持参の事**）

②犬鑑札



もしくは環境大臣指定登録機関による「マイクロチップ登録証明書」※
(様式第24(第21条の7第3項関係))

③狂犬病予防注射接種済票（1年以内のもの）



← 今年は黄色です。

※「動物の愛護及び管理に関する法律」が一部改正され、令和4年6月1日よりブリーダーやペットショップ等で販売される犬や猫について、マイクロチップの装着及び環境省の指定する登録機関への情報登録が義務化されます。現在、既にマイクロチップを装着し、既存の民間登録団体などに登録されている方は、環境省のデータベースに移行登録することができます。移行登録手数料は令和4年6月30日までは無料です。マイクロチップが装着されていない犬や猫を譲り受けた場合や、マイクロチップを装着していない犬や猫を飼っている場合、マイクロチップ装着は努力義務（任意）となります。マイクロチップを装着することで、地震等の災害時や事故等で飼い主と離ればなれになった時でも、飼い主のもとへ戻る可能性が高まります。詳しくは、お近くの動物病院にご相談ください。令和4年6月1日以降、マイクロチップを装着していて、環境省の指定登録機関に情報登録をしている場合、マイクロチップが犬鑑札とみなされます。そのため、マイクロチップを装着していて、環境省の指定登録機関に情報登録している場合は、八王子市では犬鑑札は交付されません。犬鑑札の交付を受けている犬が、今後、環境省の指定登録機関に情報登録をした場合、犬鑑札を市に返納することとなります。※マイクロチップが装着されていても、環境省の指定登録機関に情報登録をしていない場合は、マイクロチップを犬鑑札とみなすことができません。すでに飼っている犬が、マイクロチップの装着および環境省の指定登録機関への情報登録を行った場合、飼い犬の所在地や飼い主が変わった時、飼い犬が死亡した時は、マイクロチップの登録情報の変更手続きをすれば、市への届け出は不要となります。マイクロチップを装着していない場合や、マイクロチップを装着しているが、環境省の指定登録機関に情報登録を行っていない場合は、これまでどおり、市への届け出が必要となります。

八王子市役所まちなみ整備部公園課 TEL042-620-7271

八王子ニュータウン地区公園指定管理者 NT アーバンビレッジパーク TEL042-649-8300 七国公園ドッグランTEL042-637-7569